資料１

外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託
企画提案競技実施要領

この実施要領は、秋田県（以下「県」という。）が実施する「外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務」（以下「本業務」という。）の委託候補者を選定する企画提案競技に関し必要な事項を定めるものです。

１　業務内容等

（１）業務名称　外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務

（２）業務内容　外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務仕様書（以下「仕様書」という。）による。

（３）履行期間　契約締結の日から令和８年３月 13 日（金）まで

（４）委託額の上限　6,841,987 円（消費税及び地方消費税を含む。）

２　実施スケジュール

企画提案競技に係る実施スケジュールは、次のとおりとします。

（１）企画提案競技関係書類の交付	令和７年６月　５日（木）から
（２）実施要領等に関する質問の受付	令和７年６月 10 日（火）17 時まで
（３）上記質問に対する回答	令和７年６月 11 日（水）17 時まで
（４）参加資格確認申請書の提出	令和７年６月 13 日（金）17 時まで
（５）参加資格確認結果の通知	令和７年６月 17 日（火）まで
（６）参加資格不認定理由の請求	令和７年６月 19 日（木）17 時まで
（７）企画提案書の提出	令和７年６月 25 日（水）17 時まで
（８）審査会の実施（オンライン）	令和７年７月上旬（予定）
（９）審査の結果通知	令和７年７月上旬（予定）
(10) 契約締結	令和７年７月中旬（予定）

３　事務局（書類の提出先）

〒010-8570　秋田県秋田市山王四丁目１番１号　秋田県庁本庁舎５階
秋田県生活環境部 環境整備課 調整・循環型社会推進チーム
電　話　018-860-1622
ＦＡＸ　018-860-3835
電子メールアドレス　recycle@pref.akita.lg.jp

４　企画提案競技関係書類の交付等

企画提案競技の応募に必要な書類は、秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「分野別で探す」→「県政情報」→「電子手続き・入札・補助金等」→「電子入札・入札・コンペ」→「コンペ情報」に掲載しますので、ダウンロードして使用してください。

（１）交付書類

①企画提案競技実施要領（資料１）
②仕様書（資料２）
③提出書類の様式（様式１～７）（資料３）
④企画提案競技審査要領（資料４）

（２）その他
企画提案競技の事務手続等に関する説明会は実施しません。

５　参加資格

本業務の企画提案競技に参加できる者は、次に掲げる参加資格の要件の全てを満たす者で、かつ、県から参加資格の確認を受けた者とします。

（１）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の４の規定に該当しない者

（２）民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申し立てをしている者若しくは再生手続き開始の申し立てがされている者（同法第33条第１項に規定する再生手続き開始の決定を受けた者を除く）又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続き開始の申し立てをしている者若しくは更生手続き開始の申し立てがされている者（同法第41条第１項に規定する更生手続き開始の決定を受けた者を除く）に該当しない者

（３）秋田県暴力団排除条例（平成23年秋田県条例第29号）第２条に規定する暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に該当しない者

（４）企画提案競技参加資格確認申請書の提出日から委託候補者の選定をする日までの間に、秋田県からの受注業務に関し、指名停止の措置を受けていない者

（５）本業務の実施について、委託者の求めに応じて速やかに来庁し、かつ日本語で対応できる業務執行体制を有すること。

（６）オンラインによる会議や打合せ等に対応できる業務環境が整備されていること。

（７）過去５か年度内に、国、地方公共団体から、食品廃棄物の排出抑制又は再資源化を促進するために行う調査の業務（食品廃棄物の現物の採取、計測、分類のみの調査業務は除く。）を受託し、これを完了した実績がある者

６　実施要領等に関する質問の受付

実施要領等に関する質問は、「企画提案競技実施要領等に関する質問票（様式１）」により受け付けます。

（１）受付期間
令和７年６月５日（木）から令和７年６月10日（火）17時まで

（２）提出方法
電子メールにより「３　事務局」へ提出してください。

（３）回答方法
回答は、電子メールにより行うほか、質問事項及び回答事項をとりまとめて、令和７年６月11日（水）17時までに秋田県公式ウェブサイト「美の国あきたネット」の「分野別で探す」→「県政情報」→「電子手続き・入札・補助金等」→「電子入札・入札・コンペ」→「コンペ情報」に掲載します。なお、質問事項は原文のまま掲載しま

す。

（４）その他

質問に対する回答内容は、本要領及び業務委託仕様書の追加又は修正とみなします。また、受付期限後の質問は受理しません。

7　参加資格の確認等

（１）参加資格の確認

企画提案競技に参加を希望する者は、次により申請書類等を提出してください。

提出期限までに参加資格確認申請書等を提出しない者は、企画提案競技に参加することはできません。

①　提出書類

ア　企画提案競技参加資格確認申請書（様式２）　１部

イ　会社概要及び業務等実績（様式３）　１部

ウ　企画提案競技参加資格確認申請書類受付票（様式４）　１部

②　提出期限

令和７年６月 13 日（金）17 時まで

③　提出方法

持参、郵送、電子メール送信のいずれかの方法により提出してください。

持参の場合は、平日の９時から 17 時までの間に「３　事務局」へ提出してください。

郵送の場合は、書留にて封書の表に「外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託 企画提案競技参加資格確認申請書　在中」と赤字で明記して提出期限までに「３　事務局」へ到着するよう提出してください。

電子メール送信の場合は、「３　事務局」へ送信してください。

なお、提出された書類を事務局で確認後、参加資格確認のため、補足資料の提出を求めることがあります。

④　参加資格の確認結果

令和７年６月 17 日（火）までに電子メールにより通知します。

（２）参加資格の取消等

①　提出書類に虚偽の記載があることが判明した場合は、参加資格を取り消します。

②　参加資格確認後に参加資格の要件に該当しなくなったときは、参加資格を失います。参加資格の確認を受けた者は、これに該当することとなった場合は、遅滞なく事務局にその旨を申し出てください。

③　参加資格確認申請書等の提出後、参加を辞退する場合には、「企画提案競技参加辞退届（様式５）」を提出してください。なお、辞退により不利益な取扱いを受けることはありませんが、提出した書類は返却しません。

（３）参加資格不認定理由の請求

参加資格確認の結果、参加資格が認められなかった者は、次により県に対し書面（任意様式）でその理由の説明を求めることができます。

県は、当該請求の書面を受理した日から５日以内に、説明を求めた者に対して電子

メールにより、その理由を説明します。

① 提出期限

令和７年６月 19 日（木）17 時まで

② 提出場所

「３ 事務局」

③ 提出方法

電子メールにより提出してください。

８ 企画提案書の提出等

（１）企画提案書の提出

参加資格が認められた者は、次により企画提案書等を提出してください。

① 提出書類と部数

ア 企画提案書 提出文（様式６－１） １部

イ 企画提案書 本体（様式６－２） ５部

企画提案書の本体は、Ａ４版横書 20 ページ以内としてください。

ただし、図表等のページは必要に応じてＡ３版も可とします。

提出部数５部のうち１部は複製作成用ですので、片面印刷とし、クリップ等で留めてください。

ウ 見積書 １部

本委託業務を実施するための費用とその積算内訳を明らかにしたもの。

見積書の宛先は秋田県知事とし、提案者の所在地、商号又は名称、代表者の職氏名、本件の責任者、担当者及び連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）を記入してください。

なお、見積額が「１（４）委託額の上限」を上回っている場合、その企画提案は審査の対象としません。

エ 「賃金水準の向上」に関する取組の書類 １部（<u>該当する場合のみ</u>）

資料４の別表２に示す評価項目「賃金水準の向上」の取組に<u>該当する場合</u>は、以下の書類を提出してください。

<table>
<tr><th colspan="2" rowspan="2">区 分</th><th colspan="2">提 出 書 類</th></tr>
<tr><th>税務申告に基づく場合</th><th>県域で一つの事業者とする場合</th></tr>
<tr><td rowspan="2">給与等受給者一人当たりの平均給与額の対前年増加率</td><td>役員及び従業員が対象</td><td>a 給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表</td><td>b 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</td></tr>
<tr><td>役員を除く従業員が対象</td><td>c 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</td><td>d 税理士又は公認会計士等の第三者による賃上げ実績を確認できる書類</td></tr>
<tr><td colspan="2">「パートナーシップ構築宣言」の作成・公表</td><td colspan="2">「パートナーシップ構築宣言」の写し</td></tr>
</table>

a 「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表」

における区分「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」欄に記載の金額を「人員」欄に記載の人数で除した金額により比較する。

b　秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてａに準じて、給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

c　「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」の「１給与所得の源泉徴収票合計表）」における区分「Ⓐ俸給、給与、賞与等の総額」の「支払金額」から役員報酬を除き、また、「人員」から役員を除いた人数で除した金額により比較する。

d　秋田県内にある支店、営業所等を県域で一つの事業者としてｃに準じて、役員を除く従業員の給与等受給者一人当たりの平均給与額により比較する。

オ　「女性の活躍推進」に関する取組の書類　１部（<u>該当する場合のみ</u>）

資料４の別表２に示す評価項目「女性の活躍推進」の取組に<u>該当する場合</u>は、以下の書類を提出してください。

区　　分	提　出　書　類
一般事業主行動計画の策定・届出	労働局の受付印が押印された一般事業主行動計画策定・変更届の写し
えるぼしチャレンジ企業認定	秋田県知事が交付するえるぼしチャレンジ企業認定証の写し
法令に基づく認定（えるぼし、プラチナえるぼし、くるみん、プラチナくるみん、ユースエール）	労働局長が交付する認定通知書の写し
秋田県知事表彰の受賞	表彰状の写し（写真可）

カ　企画提案書類受付票（様式７）　１部

②　提出期限

令和７年６月 25 日（水）17 時まで

③　提出方法

持参又は郵送に限ります。

持参の場合は、平日の９時から 17 時までの間に、「３　事務局」へ提出してください。

郵送の場合は、書留にて封書の表に「外食産業における食品廃棄物の再資源化モデル提案業務委託　企画提案書類　在中」と赤字で明記して提出期限までに「３　事務局」へ到着するよう提出してください。

④　提出に関する留意事項

本業務においては、受託者が本業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に再委託することを禁じますが、本業務の一部を、より専門性の高い第三者へ再委託することまで禁じるものではありません。このような一部再委託を予定する場合は、再委託先として予定する者まで実施体制に記載してください。

なお、本委託業務の一部を実際に再委託する場合には、再委託先及び再委託する業務の範囲について、県と事前に協議を行い、県が承認した相手先及び業務内容のみ、再委託ができるものとします。

提出できる企画提案書等は１案に限ります。
企画提案書等を提出期限までに提出しない者は、辞退したものとみなします。
提出期限後の企画提案書等の書き換え、引換え又は撤回はできません。

（２）企画提案の無効
次のいずれかに該当する場合、その企画提案は、無効とします。
① 誤字、脱字等により必要事項が確認できない場合
② 提案内容に虚偽の内容が記載されている場合
③ 関係者に対し工作等不当な活動を行ったと認められる場合
④ 本要領に定めた提出方法、提出先、期限に適合しない場合
⑤ その他企画提案競技に関する条件に違反した場合

９ 企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法

（１）企画提案競技の審査
「企画提案競技審査要領（資料４）」に基づき審査を行います。
審査は、企画提案書とオンラインによるプレゼンテーションにより行います
審査会は令和７年７月上旬頃に実施することとし、開催の日時及び方法は別途電子メールにより通知します。
なお、参加者が１者のみの場合であっても審査を行います。

（２）結果通知
審査会で最も優れていると評価された提案者を本業務の委託候補者として選定し、審査の結果を令和７年７月上旬頃に、各参加者へ電子メールにより通知します。
また、秋田県ホームページ「美の国あきたネット」の「分野別で探す」→「県政情報」→「電子手続き・入札・補助金等」→「電子入札・入札・コンペ」→「コンペ情報」に掲載します。

（３）苦情の申し立て
選定結果に関して不服がある場合には、当該通知の日の翌日から起算して２日（秋田県の休日を定める条例（平成元年秋田県条例第 29 号）第１条第１項に規定する県の休日を含まない）以内に、契約担当者に対して書面（任意様式）により申し立てすることができます。

10 公正な企画提案競技の確保

（１）参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為は禁止します。
（２）参加者は、企画提案に当たっては、競争を制限する目的で他の参加者と参加意思及び提案内容についていかなる相談も行ってはならず、独自に企画提案書等を作成しなければなりません。
（３）参加者は、委託候補者の選定前に他の参加者に対して企画提案書等を意図的に開示することを禁じます。
（４）参加者が連合し、又は不穏な行動等をなす場合において、企画提案競技を公正に執

行することができないと認められるときは、当該参加者を企画提案競技に参加させず、又は企画提案競技の執行を延期し、若しくは取り止める場合があります。

11　契約に関する事項

（１）契約の相手方

「９　企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者と単独随意契約を締結します。

（２）契約書作成

企画提案書に記載された事項は、業務委託契約書と合わせ、契約時の仕様書として取り扱うものとします。

なお、業務委託契約に当たっては、審査会における意見等を踏まえ、選定された委託候補者と提案内容に沿って契約についての協議・調整を行い、県と委託候補者双方が合意に至った場合に締結します。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合があります。

また、県と委託候補者との協議等の結果に基づき、委託業務の内容を追加又は修正する場合があります。

（３）次点者の繰り上げ

「９　企画提案競技の審査と委託候補者の選定方法」により選定された委託候補者が、正当な理由なく契約しないとき、又は協議が調わなかったときは、その選定を取り消すとともに、審査会において次点となった参加者を委託候補者とし、契約内容についての協議等を行ったうえで、契約を締結するものとします。

（４）契約保証金

委託候補者は、秋田県財務規則（昭和 39 年秋田県規則第４号。以下「財務規則」という。）第 177 条第１項の規定に基づき、県に対して委託金額の 100 分の 10 以上の額を契約保証金として納付するか、又はそれに代わる担保を県に提供する必要があります。

ただし、契約の相手方が過去２年の間に国又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないことが認められる場合など財務規則第 178 条に規定されている契約保証金免除の条件に該当する場合は、委託候補者が免除申請を行うことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

なお、委託候補者が納付した契約保証金は、委託業務完了後に還付します。

（５）本業務による成果品の一切の権利は、県に帰属するものとします。

（６）仕様書に定めのない事項又は業務上疑義が生じた場合は、県と受託者が協議して決定し、業務を進めるものとします。

12　その他

（１）企画提案、契約及び業務実施の際に使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。

（２）参加者が県に提出した書類の取扱いについて、著作物の著作権は参加者に帰属する

こととし、返却しませんが、県は書類の機密保持には十分配慮します。

（３）企画提案内容に含まれる特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、参加者が負うものとします。

（４）参加者が企画提案書等の提出に要する費用は、参加者の負担とします。